

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県表彰・認定等審査会（鳥取県トライアル発注対象製品等選定会議）（以下「選定会議」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（審議する事項）

第2条 選定会議は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1に掲げる事項を審議するものとし、その具体的な内容はトライアル発注推進事業実施要綱（平成19年8月14日付第200700068066号鳥取県商工労働部長通知）第4条及び第5条第2号に規定する事項とする。

（組織）

第3条 選定会議は、5名以内の委員をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、その審査する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、任命した日から任命を行った日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

（委員長）

第5条 選定会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定会議を代表する。

3 委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員（委員長が定まる前にあつては、商工労働部産業未来創造課長（以下「産業未来創造課長」という。））が、その職務を代理する。

（選定会議）

第6条 選定会議は産業未来創造課長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。なお、委員の出席はオンライン方式によることができるものとする。

3 選定会議において、各委員は審査要領により審査するものとする。

4 選定会議の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（秘密の保持）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を厳守するとともに、正当な理由なく、これを自己の利益のために利用してはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

（庶務）

第8条 選定会議の庶務は、商工労働部産業未来創造課において行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月14日から施行する。

この要領は、平成21年4月20日から施行する。

この要領は、平成22年6月30日から施行する。

この要領は、平成23年5月31日から施行する。

この要領は、平成24年11月30日から施行する。

この要領は、平成25年6月10日から施行する。

この要領は、平成25年10月11日から施行する。

この要領は、平成26年7月14日から施行する。

この要領は、平成27年7月23日から施行する。

この要領は、令和3年1月26日から施行する。

この要領は、令和4年3月30日から施行する。